

平成22年 4月30日現在

研究種目： 若手研究 (B)
 研究期間： 2007 ~ 2010
 課題番号： 19730040
 研究課題名 (和文) 「私人・私企業対外国国家」型紛争の処理に関する国際法の研究

研究課題名 (英文) Research of International Law concerning the Settlement of Disputes between a Private Person and a Foreign State

研究代表者 水島 朋則 (MIZUSHIMA, Tomonori)
 名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号： 60434916

研究代表者の専門分野： 国際法

科研費の分科・細目： 法学・国際法学

キーワード： 国際法、主権免除 (外国国家免除)、外交的保護、国際民事訴訟法、国際人権法、国連裁判権免除条約、テロリズム、外交特権免除

1. 研究計画の概要

本研究は、私人や私企業に対して外国が損害をもたらした場合に生ずる「私人・私企業対外国国家」型の紛争を処理するためのさまざまな手続 (例えば、私人の本国における国内裁判、私人の本国と外国との間の国際的手続 (外交的保護)) について、外国に対する私人・私企業の利益の救済という共通の目的や手続間の相互連関に着目することにより、「私人・私企業対外国国家」型紛争の処理に関する国際法という枠組にまとめ、その現代的構造と問題点を明らかにしようとするものである。

2. 研究の進捗状況

(1) 本研究の出発点として、私人の本国における国内裁判で問題となる外国国家免除 (主権免除) について、それまでの判例を明示的に変更した最高裁判決2006 (平成18) 年7月21日判決の意義と問題点を検討し、国連裁判権免除条約にも照らしながら、日本の裁判所における外国国家免除をめぐる今日の問題の分析を行った。

(2) 同じく外国国家免除に関わるものとして、紛争の代替処理手続の存否を考慮せずに私人の本国における国内裁判からの免除を外国国家に与えた英国貴族院2006年6月14日判決があり、本研究にとって恰好の素材として取り上げて研究した。外国国家に対する私人・私企業の請求処理手続の確保という観点から、「私人・私企業対国際機構」型紛争や外交的保護との比較を通じた批判的

分析を行い、この判決および国連裁判権免除条約の問題点を明らかにした。

(3) これらの延長線上に位置づけられるが、日本が国連裁判権免除条約の批准に向けて準備を進めていたことを考慮し、国際法規則としての外国国家免除の展開を、「国際法の一般原則に基づく免除」「慣習国際法上の免除」「国連裁判権免除条約における免除」という流れとして捉えた上で、「私人と外国との間の請求の処理に関する国際法の一般原則」を措定することにより、免除の範囲が、従来の一般的な説明とは異なり、むしろ広がっていることを明らかにした。

(4) 研究計画作成後の注目すべき展開として、テロリズムが、本研究にも関わるいくつかの問題を提起することになった。例えば、米国の外国主権免除法の2008年新テロリズム免除例外規定や、対テロ安保理決議の実施に関わるサヤディ事件 (自由権規約委員会2008年10月22日見解) を挙げるができるが、これらについて、本研究に関連する論点を中心に分析を行った。

3. 現在までの達成度

① 当初の計画以上に進展している。

(理由)

本研究と密接に関連する「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」が2009年4月に成立し、2010年4月から施行されることになったが、光栄なことに、その立法過程に法制審議会の部会幹事等として

参加する機会を得ることができた。そのような場を通じて、これまでの研究に基づいた一定の社会的貢献ができただけでなく、計画していたような研究会等では知り合えないであろう実務家や異なる分野の研究者との議論の中で、新しい視点や問題に接することができ、それを当初の計画以上に充実した研究成果につなげることができた。

具体的には、この3年の期間に、本研究の成果をいくつかの論文や判例評釈の形でまとめてきたが、当初の計画以上に多くの研究業績を、“The Modern Law Review”, “The Japanese Annual of International Law”, 『国際法外交雑誌』といった世界的および国内的に極めて評価の高い雑誌において、公表することができた。

また、主に本研究の成果が評価された結果として、2010年8月に開催される4国際法学会（日・米・加・豪 NZ）国際会議の日本からの報告者に選ばれ、国際的な場で本研究をより進展させる機会を得た。

4. 今後の研究の推進方策

(1) 2010年8月の国際会議では、“The Enactment of Japan’s Foreign State Immunity Act in 2009: Its Significance in the New Era of Globalization” という、本研究と密接に関連するテーマで発表をすることになっており、本研究の集大成と位置づけて準備を進める。発表後は、国際会議で得られるであろうコメントや批判も参考にしつつ、できるだけ早く論文としてまとめ、公表する予定である。

(2) また、本研究は主に外国国家に対する管轄権行使に関する問題を扱うものであるが、次の研究課題としては、非国家主体に対する国家の管轄権行使に関する国際法の研究へと発展させることを構想している。外国国家と非国家主体との中間的な存在と言えるのが未承認国家であり、対外国民事裁判権法の立法過程での議論も活かしながら、本研究と次の研究課題を架橋するものとして、未承認国家に対する管轄権行使の問題にも取り組む予定である。

5. 代表的な研究成果

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

- ① 水島朋則 「外務大臣の刑事管轄権免除に関する『慣習国際法』——逮捕状事件判決における国際立法の側面」坂元茂樹編『藤田久一先生古稀記念 国際立法の最前線』29-44頁（有信堂高文社、2009年）査読有り

- ② 水島朋則 「国際法規則としての主権免除の展開と免除範囲との関係について」国際法外交雑誌107巻3号352-374頁（2008年）査読有り

- ③ Mizushima Tomonori, “Denying Foreign State Immunity on the Grounds of the Unavailability of Alternative Means”, *The Modern Law Review*, Vol 71, No 5, pp 734-752 (2008) 査読有り

- ④ Tomonori Mizushima, “Foreign State Immunity in Japanese Courts at the Beginning of the Twenty-First Century”, *The Japanese Annual of International Law*, No 50, pp 99-123 (2007) 査読有り

〔学会発表〕（計1件）

- ① 水島朋則 「主権免除の国際法規則としての性格について」国際法学会、2008年5月10日（南山大学）